

株式会社NexTone
使用料規程 新旧対照表

(新)	(旧)	備考
<p>表紙</p> <p><u>2022</u>年 2月 <u>25</u>日届出</p> <p>株式会社 NexTone</p>	<p>表紙</p> <p><u>2020</u>年 2月 <u>27</u>日届出</p> <p>株式会社 NexTone</p>	届出日変更
<p>第 2 条(定義)</p> <p>本規程において、各用語の意義は、次のとおりとします。</p> <p>(1)「オーディオに関する利用許諾」とは、蓄音機用音盤、録音テープ、コンパクト・ディスク(CD)、その他の記録媒体など音を固定するもの(なお、オルゴールも含まれます。)に著作物を固定し、またはそれらの固定物を増製し、またはそれらの固定物により譲渡することの許諾をいいます。</p> <p>(2)「ビデオグラムに関する利用許諾」とは、ビデオテープ、ビデオディスク(DVD及びBlu-ray Discを含みますがこれらに限られません。)など音を専ら映像とともに再生することを目的とするものに著作物を固定し、またはそれらの固定物を増製し、またはそれらの固定物により譲渡ないし頒布することの許諾をいいます。</p> <p>(3)「ゲーム録音に関する利用許諾」とは、ゲーム(パチンコ遊技機、パチスロ遊技機を含みますがこれらに限られません。)に供することを目的として、テレビゲーム機等の映像を伴う記録媒体などに著作物を複製し、またはその複製物により譲渡ないし頒布することの許諾をいいます。</p> <p>(4)「映画録音に関する利用許諾」とは、映画館その他の場所において公に上映することを目的として、映画フィルム等の記録媒体に連続した映像とともに著作物を固定し、またはそれらの固定物を増製し、またはそれらの固定物により譲渡ないし頒布することの許諾をいいます。</p> <p>(5)「広告目的で行う複製に関する利用許諾」とは、広告に利用することを目的として、著作物を複製し、またはその複製物により譲渡ないし頒布することの許諾をいいます。</p> <p>(6)「インタラクティブ配信に関する利用許諾」とは、著作物を、放送および有線放送以外の方法により公衆送信し、これを伝達し、または公衆送信に伴い複製し、その他公衆送信に伴って著作物を利用することの許諾をいいます。</p>	<p>第 2 条(定義)</p> <p>本規程において、各用語の意義は、次のとおりとします。</p> <p>(1)「オーディオに関する利用許諾」とは、蓄音機用音盤、録音テープ、コンパクト・ディスク(CD)、その他の記憶媒体など音を固定するもの(なお、オルゴールも含まれます。)に著作物を固定し、またはそれらの固定物を増製し、またはそれらの固定物により譲渡することの許諾をいいます。</p> <p>(2)「ビデオグラムに関する利用許諾」とは、ビデオテープ、ビデオディスク(DVD及びBlu-ray Discを含みますがこれらに限られません。)など音を専ら映像とともに再生することを目的とするものに著作物を固定し、またはそれらの固定物を増製し、またはそれらの固定物により譲渡ないし頒布することの許諾をいいます。</p> <p>(3)「ゲーム録音に関する利用許諾」とは、ゲーム(パチンコ遊技機、パチスロ遊技機を含みますがこれらに限られません。)に供することを目的として、テレビゲーム機等の映像を伴う記憶媒体などに著作物を複製し、またはその複製物により譲渡ないし頒布することの許諾をいいます。</p> <p>(4)「映画録音に関する利用許諾」とは、映画館その他の場所において公に上映することを目的として、映画フィルム等の記憶媒体に連続した映像とともに著作物を固定し、またはそれらの固定物を増製し、またはそれらの固定物により譲渡ないし頒布することの許諾をいいます。</p> <p>(5)「広告目的で行う複製に関する利用許諾」とは、広告に利用することを目的として、著作物を複製し、またはその複製物により譲渡ないし頒布することの許諾をいいます。</p> <p>(6)「インタラクティブ配信に関する利用許諾」とは、著作物を、放送および有線放送以外の方法により公衆送信し、これを伝達し、または公衆送信に伴い複製し、その他公衆送信に伴って著作物を利用することの許諾をいいます。</p>	<p>変更</p> <p>変更</p> <p>変更</p>

株式会社NexTone
使用料規程 新旧対照表

<p>(7)「放送・有線放送に関する利用許諾」とは、放送または有線放送、当該放送用または有線放送用の録音、その他放送または有線放送に伴って著作物を利用することの許諾をいいます。</p> <p>(8)「出版に関する利用許諾」とは、印刷、写真、複写その他の方法により著作物を可視的に複製し、またはそれらの複製物により譲渡することの許諾をいいます。</p> <p>(9)「貸与に関する利用許諾」とは、商業用レコードを公衆に貸与することの許諾をいいます。</p> <p>(10)「業務用通信カラオケに関する利用許諾」とは、放送および有線放送以外の公衆送信およびそれに伴う複製により、著作物を、カラオケ施設または社交場等の事業者において歌唱させるため、カラオケ用データベースに固定し、当該事業所に設置された端末機械等に公衆送信し、および当該端末機械等に固定することの許諾をいいます。</p> <p>(11)「演奏会・<u>演奏会以外の催物</u>における演奏に関する利用許諾」とは、演奏会(コンサート、ライブ、音楽発表会等、音楽の提供を主たる目的とする催物)、<u>その他の態様で著作物を演奏すること(本条12号に定める態様および社交場・カラオケ施設で演奏することを除きます。)</u>の許諾をいいます。</p> <p>(12)「<u>上映・BGMに関する利用許諾</u>」とは、<u>以下の利用行為に関する</u>許諾をいいます。 <u>①映画、ビデオグラム等により著作物を上映等すること(社交場・カラオケ施設で演奏することを除きます。)</u> <u>②著作物を背景音楽(BGM)として利用するために、有線放送等の受信装置を用いて公に伝達し、または録音物により演奏すること(本条第7号に定めるものを除きます。)</u></p>	<p>(7)「放送・有線放送に関する利用許諾」とは、放送または有線放送、当該放送用または有線放送用の録音、その他放送または有線放送に伴って著作物を利用することの許諾をいいます。</p> <p>(8)「出版に関する利用許諾」とは、印刷、写真、複写その他の方法により著作物を可視的に複製し、またはそれらの複製物により譲渡することの許諾をいいます。</p> <p>(9)「貸与に関する利用許諾」とは、商業用レコードを公衆に貸与することの許諾をいいます。</p> <p>(10)「業務用通信カラオケに関する利用許諾」とは、放送および有線放送以外の公衆送信およびそれに伴う複製により、著作物を、カラオケ施設または社交場等の事業者において歌唱させるため、カラオケ用データベースに固定し、当該事業所に設置された端末機械等に公衆送信し、および当該端末機械等に固定することの許諾をいいます。</p> <p>(11)「演奏会に関する利用許諾」とは、演奏会(コンサート、ライブ、音楽発表会等、音楽の提供を主たる目的とする催物)において演奏することの許諾をいいます。</p> <p>(12)「<u>その他の演奏等に関する利用許諾</u>」とは、<u>本項(11)に定める態様以外の態様により著作物を演奏等することの許諾</u>をいいます。</p>	<p>追加</p> <p>追加 委託範囲の変更に伴い、利用許諾定義を変更する</p> <p>追加・削除 委託範囲の変更に伴い、利用許諾定義を変更する</p>
--	---	--

株式会社NexTone
使用料規程 新旧対照表

<p>第3条(利用許諾の区分) 著作物の利用許諾は、次の区分によるものとします。 (1)オーディオに関する利用許諾 (2)ビデオグラムに関する利用許諾 (3)ゲーム録音に関する利用許諾 (4)映画録音に関する利用許諾 (5)広告目的で行う複製に関する利用許諾 (6)インタラクティブ配信に関する利用許諾 (7)放送・有線放送に関する利用許諾 (8)出版に関する利用許諾 (9)貸与に関する利用許諾 (10)業務用通信カラオケに関する利用許諾 (11)演奏会・<u>その他演奏会以外の催物</u>における演奏に関する利用許諾 (12)<u>上映・BGM</u>に関する利用許諾</p>	<p>第3条(利用許諾の区分) 著作物の利用許諾は、次の区分によるものとします。 (1)オーディオに関する利用許諾 (2)ビデオグラムに関する利用許諾 (3)ゲーム録音に関する利用許諾 (4)映画録音に関する利用許諾 (5)広告目的で行う複製に関する利用許諾 (6)インタラクティブ配信に関する利用許諾 (7)放送・有線放送に関する利用許諾 (8)出版に関する利用許諾 (9)貸与に関する利用許諾 (10)業務用通信カラオケに関する利用許諾 (11)演奏会における演奏に関する利用許諾 (12)<u>その他の演奏等</u>に関する利用許諾</p>	<p>追加 委託範囲の変更に伴い変更する 追加・削除 委託範囲の変更に伴い変更する</p>																																																																																																																						
<p>第21条(映画上映に関する利用許諾) 1.映画により著作物を上映する場合の利用許諾の使用料は、次により算出した金額に、消費税相当額を加算した額とします。 (1)映画1本上映1回について、下表の<u>額に著作物利用率を乗じて得た額</u>とします。(ただし、(2)、(3)または(4)による場合は除きます。)</p> <table border="1" data-bbox="173 977 968 1412"> <thead> <tr> <th rowspan="2">定員数</th> <th colspan="2">入場料</th> <th rowspan="2">一般娯楽</th> <th rowspan="2">その他</th> </tr> <tr> <th>150円未満</th> <th>300円以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">500名未満</td> <td>150円未満</td> <td></td> <td>400円</td> <td>120円</td> </tr> <tr> <td>300円未満</td> <td></td> <td>600円</td> <td>180円</td> </tr> <tr> <td>300円以上</td> <td></td> <td>800円</td> <td>240円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">1,000名未満</td> <td>150円未満</td> <td></td> <td>600円</td> <td>180円</td> </tr> <tr> <td>300円未満</td> <td></td> <td>800円</td> <td>240円</td> </tr> <tr> <td>300円以上</td> <td></td> <td>1,200円</td> <td>360円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">1,500名未満</td> <td>150円未満</td> <td></td> <td>800円</td> <td>240円</td> </tr> <tr> <td>300円未満</td> <td></td> <td>1,200円</td> <td>360円</td> </tr> <tr> <td>300円以上</td> <td></td> <td>1,600円</td> <td>480円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">1,500名以上</td> <td>150円未満</td> <td></td> <td>1,200円</td> <td>360円</td> </tr> <tr> <td>300円未満</td> <td></td> <td>1,600円</td> <td>480円</td> </tr> <tr> <td>300円以上</td> <td></td> <td>2,000円</td> <td>600円</td> </tr> </tbody> </table>	定員数	入場料		一般娯楽	その他	150円未満	300円以上	500名未満	150円未満		400円	120円	300円未満		600円	180円	300円以上		800円	240円	1,000名未満	150円未満		600円	180円	300円未満		800円	240円	300円以上		1,200円	360円	1,500名未満	150円未満		800円	240円	300円未満		1,200円	360円	300円以上		1,600円	480円	1,500名以上	150円未満		1,200円	360円	300円未満		1,600円	480円	300円以上		2,000円	600円	<p>第21条(映画上映に関する利用許諾) 1.映画により著作物を上映する場合の利用許諾の使用料は、次により算出した金額に、消費税相当額を加算した額とします。 (1)映画1本上映1回について、下表の<u>とおり</u>とします。(ただし、(2)、(3)または(4)による場合は除きます。)</p> <table border="1" data-bbox="1087 977 1881 1412"> <thead> <tr> <th rowspan="2">定員数</th> <th colspan="2">入場料</th> <th rowspan="2">一般娯楽</th> <th rowspan="2">その他</th> </tr> <tr> <th>150円未満</th> <th>300円以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">500名未満</td> <td>150円未満</td> <td></td> <td>400円</td> <td>120円</td> </tr> <tr> <td>300円未満</td> <td></td> <td>600円</td> <td>180円</td> </tr> <tr> <td>300円以上</td> <td></td> <td>800円</td> <td>240円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">1,000名未満</td> <td>150円未満</td> <td></td> <td>600円</td> <td>180円</td> </tr> <tr> <td>300円未満</td> <td></td> <td>800円</td> <td>240円</td> </tr> <tr> <td>300円以上</td> <td></td> <td>1,200円</td> <td>360円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">1,500名未満</td> <td>150円未満</td> <td></td> <td>800円</td> <td>240円</td> </tr> <tr> <td>300円未満</td> <td></td> <td>1,200円</td> <td>360円</td> </tr> <tr> <td>300円以上</td> <td></td> <td>1,600円</td> <td>480円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">1,500名以上</td> <td>150円未満</td> <td></td> <td>1,200円</td> <td>360円</td> </tr> <tr> <td>300円未満</td> <td></td> <td>1,600円</td> <td>480円</td> </tr> <tr> <td>300円以上</td> <td></td> <td>2,000円</td> <td>600円</td> </tr> </tbody> </table>	定員数	入場料		一般娯楽	その他	150円未満	300円以上	500名未満	150円未満		400円	120円	300円未満		600円	180円	300円以上		800円	240円	1,000名未満	150円未満		600円	180円	300円未満		800円	240円	300円以上		1,200円	360円	1,500名未満	150円未満		800円	240円	300円未満		1,200円	360円	300円以上		1,600円	480円	1,500名以上	150円未満		1,200円	360円	300円未満		1,600円	480円	300円以上		2,000円	600円	<p>追加・削除 著作物利用率を乗じる旨を明記</p>
定員数		入場料				一般娯楽	その他																																																																																																																	
	150円未満	300円以上																																																																																																																						
500名未満	150円未満		400円	120円																																																																																																																				
	300円未満		600円	180円																																																																																																																				
	300円以上		800円	240円																																																																																																																				
1,000名未満	150円未満		600円	180円																																																																																																																				
	300円未満		800円	240円																																																																																																																				
	300円以上		1,200円	360円																																																																																																																				
1,500名未満	150円未満		800円	240円																																																																																																																				
	300円未満		1,200円	360円																																																																																																																				
	300円以上		1,600円	480円																																																																																																																				
1,500名以上	150円未満		1,200円	360円																																																																																																																				
	300円未満		1,600円	480円																																																																																																																				
	300円以上		2,000円	600円																																																																																																																				
定員数	入場料		一般娯楽	その他																																																																																																																				
	150円未満	300円以上																																																																																																																						
500名未満	150円未満		400円	120円																																																																																																																				
	300円未満		600円	180円																																																																																																																				
	300円以上		800円	240円																																																																																																																				
1,000名未満	150円未満		600円	180円																																																																																																																				
	300円未満		800円	240円																																																																																																																				
	300円以上		1,200円	360円																																																																																																																				
1,500名未満	150円未満		800円	240円																																																																																																																				
	300円未満		1,200円	360円																																																																																																																				
	300円以上		1,600円	480円																																																																																																																				
1,500名以上	150円未満		1,200円	360円																																																																																																																				
	300円未満		1,600円	480円																																																																																																																				
	300円以上		2,000円	600円																																																																																																																				

株式会社NexTone
使用料規程 新旧対照表

(2)映画上映者が年間の包括的利用許諾契約を締結する場合の1上映場所あたりの使用料
包括的利用許諾契約の期間内の各月について、次の①又は②により算定した額を、当該月の月額使用料とします。
①当該月に上映した全ての映画について、収録楽曲情報及び当該月における入場者数の報告がある場合
当該月に上映した全ての映画(当該上映場所における上映につき本規定(3)①又は②の契約に基づく上映使用料が支払われるものを除く。)の作品別月額使用料(次の算式により算出する使用料をいう。)を合算した額とします。
当該映画作品の当該月における入場者数×当該映画作品の平均入場料×2%×当該映画作品の音楽占有率係数×著作物利用率
②①によらない場合
次の算式により算出した額とします。
当該月における総入場者数×当該月に上映した全ての映画の平均入場料の平均額×2%×著作物利用率

(2)映画上映者が月間契約を締結する場合の映画の上映使用料は下表のとおりとします。ただし、上映時間が月間150時間未満の場合は下表の金額の50%、月間50時間未満の場合は下表の金額の25%とし、(3)により契約の締結された映画および(4)に掲げる連合会の会員たる組合の組合員の場合、(4)により契約の締結された映画の上映時間はこの上映時間に算入しないものとします。

追加・削除

定員数	入場料	類別			
		定員1名あたりの月間上映使用料			
		劇映画(ニュース映画、文化映画を併映する場合は含みます。)	ニュース映画だけを上映する場合	文化映画だけを上映する場合	ニュース映画と文化映画とだけを上映する場合
500名未満	150円未満	4円	0.4円	1.2円	0.8円
	300円未満	6円	0.6円	1.8円	1.2円
	300円以上	8円	0.8円	2.4円	1.6円
1,000名未満	150円未満	6円	0.6円	1.8円	1.2円
	300円未満	8円	0.8円	2.4円	1.6円
	300円以上	12円	1.2円	3.6円	2.4円
1,500名未満	150円未満	8円	0.8円	2.4円	1.6円
	300円未満	12円	1.2円	3.6円	2.4円
	300円以上	16円	1.6円	4.8円	3.2円
1,500名以上	150円未満	12円	1.2円	3.6円	2.4円
	300円未満	16円	1.6円	4.8円	3.2円
	300円以上	20円	2.0円	6.0円	4.0円

株式会社NexTone
使用料規程 新旧対照表

(3)製作者または配給業者が映画の上映について契約を締結する場合の当該映画の上映使用料は、プリント1本につき下表のとおりとします。

①著作物を映画に利用する場合の著作物1曲の使用料

利用時間	類別	一般娯楽	その他
1分まで		2,500円	1,000円
1分を超え5分まで		10,000円	4,000円
5分を超え10分まで		15,000円	6,000円
10分を超え20分まで		20,000円	8,000円
20分を超える場合		10分までを増すごとに、「10分を超え20分まで」の場合の使用料に、「1分を超え5分まで」の場合の額の50%を加算します。	

②著作物をイベント収録に利用する場合の著作物1曲の使用料

利用時間	類別	イベント収録	
		演奏会	演奏会以外
1分まで		3,500円	2,500円
1分を超え5分まで		14,000円	10,000円
5分を超え10分まで		21,000円	15,000円
10分を超え20分まで		28,000円	20,000円
20分を超える場合		10分までを増すごとに、「10分を超え20分まで」の場合の使用料に、「1分を超え5分まで」の場合の額の50%を加算します。	

(3)製作者または配給業者が映画の上映について契約を締結する場合の当該映画の上映使用料は、プリント1本につき下表のとおりとします。

①著作物を映画に利用する場合の著作物1曲の使用料

利用時間	類別	一般娯楽	その他
1分まで		2,500円	1,000円
1分を超え5分まで		10,000円	4,000円
5分を超え10分まで		15,000円	6,000円
10分を超え20分まで		20,000円	8,000円
20分を超える場合		10分までを増すごとに、「10分を超え20分まで」の場合の使用料に、「1分を超え5分まで」の場合の額の50%を加算します。	

②著作物をイベント収録に利用する場合の著作物1曲の使用料

利用時間	類別	イベント収録	
		演奏会	演奏会以外
1分まで		3,500円	2,500円
1分を超え5分まで		14,000円	10,000円
5分を超え10分まで		21,000円	15,000円
10分を超え20分まで		28,000円	20,000円
20分を超える場合		10分までを増すごとに、「10分を超え20分まで」の場合の使用料に、「1分を超え5分まで」の場合の額の50%を加算します。	

株式会社NexTone
使用料規程 新旧対照表

<p><u>③ 映画上映の利用者団体が、自らの構成員である映画上映者のために、映画の上映について契約を締結する場合の当該映画の上映使用料は、本規定の範囲内において、当該利用者団体と協議のうえ定めるものとします。</u></p> <p>2.映画上映については、さらに以下の事項を定めるものとします。 (1)「映画」とは、映画館その他の場所において公に映写する目的で、記録媒体にかかわらず、映像を連続して固定したものをいいます。 (2)「一般娯楽」とは、主として映画興行に供する目的で製作される映画をいい、映像の種別や内容を問いません。ただし、本項第3号に定めるイベント収録は除きます。なお、これに該当しない場合は「その他」とします。 (3)「イベント収録」とは、主として映画興行に供する目的で製作される映画のうち、コンサート、オペラ、バレエ、ミュージカル、レビューショー、演劇などの催物等において利用される音楽著作物を、当該催物等とともに収録するものをいい、その内容により「演奏会」と「演奏会以外」に区分します。 (4)「上映」とは、映画をスクリーンに映写することをいい、ラジオ放送およびテレビジョン放送を含みません。</p> <p>(5)第1項(1)および(2)の「入場料」とは、大人の普通入場料金(消費税別。全席指定席の場合は、その最低料金とします。)をいいます。 (6)「著作物利用率」とは、使用される著作物の総数に対するNexToneの管理する著作物の数との比率をいいます。</p>	<p><u>(4)生活衛生関係営業の運営の適正化および振興に関する法律第53条により組織された興行場営業に係る生活衛生同業組合連合会(以下「連合会」といいます。)が、会員たる組合の組合員のための映画の上映について契約を締結する場合の当該映画の上映使用料は、プリント1本につき本項(3)の各表の範囲内において、連合会と協議のうえ定めるものとします。</u></p> <p>2.映画上映については、さらに以下の事項を定めるものとします。 (1)「映画」とは、映画館その他の場所において公に映写する目的で、記録媒体にかかわらず、映像を連続して固定したものをいいます。 (2)「一般娯楽」とは、主として映画興行に供する目的で製作される映画をいい、映像の種別や内容を問いません。ただし、本項第3号に定めるイベント収録は除きます。なお、これに該当しない場合は「その他」とします。 (3)「イベント収録」とは、主として映画興行に供する目的で製作される映画のうち、コンサート、オペラ、バレエ、ミュージカル、レビューショー、演劇などの催物等において利用される音楽著作物を、当該催物等とともに収録するものをいい、その内容により「演奏会」と「演奏会以外」に区分します。 (4)「上映」とは、映画をスクリーンに映写することをいい、ラジオ放送およびテレビジョン放送を含みません。 <u>(5)上映における広告映画および総上映時間60分未満の漫画映画は映画の類別中の文化映画に含むものとします。</u> (6)第1項(1)および(2)の「入場料」とは、大人の普通入場料金(消費税別。全席指定席の場合は、その最低料金とします。)をいいます。 (7)「著作物利用率」とは、使用される著作物の総数に対するNexToneの管理する著作物の数との比率をいいます。</p>	<p>追加・削除 複数の利用者団体が対象になることが想定されるため、範囲を拡大</p> <p>第21条1(2)の変更に伴い削除</p> <p>号数繰り上げ</p> <p>号数繰り上げ</p>
---	---	--

株式会社NexTone
使用料規程 新旧対照表

<p>(7)第1項(1)の規定の適用にあたり、入場料が300円以上の場合の使用料は、150円を超えるごとに、同規定表中の「300円以上」の場合の使用料に、定員数「500名未満」の区分においては、「150円未満」の額の50%を加算して得た額、定員数「1,000名未満」以降の区分においては、「500名未満」の区分における「150円未満」の額を、それぞれ加算して得た額とします。</p> <p>(8)第1項(1)の適用にあたり、定員数の定めがない場合は入場者実数を定員数とし、入場料のない場合は各料金表の定員数別の最低額を上映使用料とします。</p> <p>(9)映画の利用のうち、利用の態様に鑑み本規定により難しい場合の使用料は、利用者と協議のうえ、本条規定の率または額の範囲内で決定します。</p> <p><u>(10)第1項(2)の適用にあたり、同じ上映者が行う同一施設内の複数の上映場所における上映の月額使用料は、合算して算出することができます。</u></p> <p><u>(11)「収録楽曲情報」とは、上映する映画に収録された全ての著作物に係る著作権者を特定するに足る情報及びそれらの著作物の利用態様に係る情報をいいます。</u></p> <p><u>(12)「入場者数」とは、入場料の等級にかかわらず、映画を鑑賞するために入場した人の実数をいいます。</u></p>	<p>(8)第1項(1)の規定の適用にあたり、入場料が300円以上の場合の使用料は、150円を超えるごとに、同規定表中の「300円以上」の場合の使用料に、定員数「500名未満」の区分においては、「150円未満」の額の50%を加算して得た額、定員数「1,000名未満」以降の区分においては、「500名未満」の区分における「150円未満」の額を、それぞれ加算して得た額とします。</p> <p>(9)第1項(1)<u>および(2)の規定</u>の適用にあたり、定員数の定めがない場合は入場者実数を定員数とし、入場料のない場合は各料金表の定員数別の最低額を上映使用料とします。</p> <p>(10)映画の利用のうち、利用の態様に鑑み本規定により難しい場合の使用料は、利用者と協議のうえ、本条規定の率または額の範囲内で決定します。</p>	<p>号数繰り上げ</p> <p>号数繰り上げおよび削除</p> <p>号数繰り上げ</p> <p>運用方針を追加</p> <p>定義追加</p> <p>定義追加</p>
--	--	---

株式会社NexTone
使用料規程 新旧対照表

<p>(13)「平均入場料」とは、次の①又は②に掲げる場合の区分に応じ、当該①又は②に定める額とします。 <u>① 総入場者数及び入場料総額を証憑に基づき算出することができる場合入場者1人あたりの入場料の平均額(この平均額が500円を下回る場合は、500円)</u> <u>② ①に規定する場合以外の場合 1,200円</u></p> <p>(14)「音楽占有率係数」は、各映画作品の本編の上映時間に占める収録著作物の総利用時間の割合に基づき、下表に定める係数をいいます。ただし、映画類別が「イベント収録(演奏会)」に該当するものについては、1.0とします。</p> <table border="1" data-bbox="244 545 915 924"> <thead> <tr> <th>本編の上映時間に占める収録楽曲の総利用時間の割合</th> <th>音楽占有率係数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>90%超</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>70%を超え90%まで</td> <td>0.9</td> </tr> <tr> <td>50%を超え70%まで</td> <td>0.7</td> </tr> <tr> <td>30%を超え50%まで</td> <td>0.5</td> </tr> <tr> <td>30%まで</td> <td>0.3</td> </tr> </tbody> </table> <p>3.利用者から、当該上映における全使用著作物数およびNexToneが管理する著作物の報告がされないまたは提出内容が不十分等、全体におけるNexToneが管理する著作物の比率が明確に算出できない場合は、当該比率についてはNexToneが合理的に定める率とします。</p>	本編の上映時間に占める収録楽曲の総利用時間の割合	音楽占有率係数	90%超	1	70%を超え90%まで	0.9	50%を超え70%まで	0.7	30%を超え50%まで	0.5	30%まで	0.3	<p>3.利用者から、当該上映における全使用著作物数およびNexToneが管理する著作物の報告がされないまたは提出内容が不十分等、全体におけるNexToneが管理する著作物の比率が明確に算出できない場合は、当該比率についてはNexToneが合理的に定める率とします。</p>	<p>定義追加</p> <p>定義追加</p>
本編の上映時間に占める収録楽曲の総利用時間の割合	音楽占有率係数													
90%超	1													
70%を超え90%まで	0.9													
50%を超え70%まで	0.7													
30%を超え50%まで	0.5													
30%まで	0.3													
<p>附則 本規程は、文化庁長官が届出を受理した日から起算して30日を経た日以降(2022年4月1日)から実施します。</p> <p style="text-align: center;">以上</p>	<p>附則 本規程は、文化庁長官が届出を受理した日から起算して30日を経た日以降(2020年4月1日)から実施します。</p> <p style="text-align: center;">以上</p>	<p>実施日を変更</p>												